

新たな様式の運転免許証の発行が開始されます

☆県では、新たな様式の運転免許証の交付を11月下旬ごろから順次開始します。これまでの運転免許証との変更点、ご注意いただきたい点は以下のとおりとなっていますので、ご確認をお願いいたします。

氏名	日本花子		昭和50年 7月 1日生
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
交付	平成22年07月17日	12345	
平成27年08月01日まで有効			
免許の条件等	優良		
番号	第 123456789000 号	運転免許証	
二種	平成05年07月01日	種別	大型 中型 普通 大自 小特
他	平成07年08月10日	種別	大型 中型 普通 大自 小特
二種	平成14年09月20日	種別	大型 中型 普通 大自 小特

ICカード免許証の全国導入に伴う本籍欄の削除

備考	
以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。	
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
【1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】 【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】	
特記欄	《自筆署名》 《署名年月日》 年 月 日

改正臓器移植法の施行に伴う臓器提供の意思表示欄の設置

- ※臓器提供の意思是、必ず表示しなければならないものではありません。また、この部分を記載していないからといって、運転免許行政上の取り扱いに影響を与えるものではありません。
- ※臓器提供の意思等を表示する方法については、(社)日本臓器移植ネットワークが作成しているリーフレットを参照してください。
- ※一度表示した臓器提供に関する意思を変更する場合には、(社)日本臓器移植ネットワークが作成している臓器提供意思表示カード(ドナーカード)を使用してください。
- ※運転免許証の更新及び保管、運転免許の取り消し、停止等に伴い運転免許証を提出した場合には、更新(併記を含む)後に交付される運転免許証又は臓器提供意思表示カード(ドナーカード)等の書面に臓器提供の意思等を記入するようにしてください。
- ※このほか、臓器提供の意思表示に関する質問等については、以下の連絡先にお問い合わせください。
東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階 (社)日本臓器移植ネットワーク
☎ 0120-78-1069 (携帯電話からは☎ 03-3502-2071) FAX 03-3502-2072

問い合わせ 高知県警察運転免許センター ☎ 893-1221

高知県暴力団排除条例が制定されました

- ◆県は、公共工事などの県のすべての事務・事業から暴力団を排除するなど、率先して暴力団の排除のための措置を行います!
- ◆青少年の健全な育成を図るため、学校などの施設から200メートルの区域内で暴力団事務所を開設・運営することが禁止されます!
- ◆事業者は、暴力団の威力を利用する目的や活動に協力する目的などで、暴力団員等に金品を渡すことが禁止されます!
- ◆不動産所有者や宅建業者などは、暴力団事務所に使用されることを知って、不動産取引をすることが禁止されます!
- ◆祭礼や花火大会などの行事主催者は、露店出店者が暴力団員等であることを知って、露店を出店させることが禁止されます!

罰則の対象となります

勧告・公表の対象となります

勧告・公表の対象となります

勧告・公表の対象となります



条例の施行日
平成23年4月1日

詳しくは、県警ホームページ又は
県警察本部組織犯罪対策課暴排第2係まで ☎ 826-0110